

埼玉県公安委員会告示第5号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年1月28日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤 久仁恵

1 聴聞の期日

令和8年2月4日

2 聴聞の場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター4階 聴聞室